

平成26年度第1回 鎌ヶ谷市子ども・子育て会議利用者負担検討部会 会議録

1 日時 平成26年10月6日(月) 午後3時～午後4時30分

2 場所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 4階会議室

3 出席委員

加郷由里子部会長、西智子委員、山本幸子委員、石神市太郎委員、長谷川その委員、榎本美紅委員、中井努委員

4 事務局

斉藤健康福祉部次長(こども課長)、鈴木保育支援室長、大野こども支援室長、星主査(保育支援室)、安田主事(保育支援室)

5 記録 星

6 傍聴者 0人

7 議題

- (1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について
- (2) その他

8 配布資料

- 資料1 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について
- 資料2 国子ども・子育て会議資料
- 資料3 新制度の利用者負担(案)
- 資料4 鎌ヶ谷市子ども・子育て会議利用者負担検討部会委員名簿

9 部会長の選出

委員の互選により、部会長は加郷委員に決定した。

10 議事録署名人について

会議録署名人は、西委員、山本委員とすることとした。

11 会議内容

《議題》

- (1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について
 - ① 事務局より資料に基づき説明
 - ② 質疑応答

委員 幼稚園保育料であるが、保育園保育料とのバランスについては、どのように考えたのか。

事務局 幼稚園については、現行の幼稚園と新制度に移行する幼稚園で分かれるため、幼稚園部分に関して負担水準を維持するという考え方で保育料を設定しました。このため、今回の案においては幼稚園と保育園の保育料について均衡を図るという考え方については、取り入れておりません。

委員 幼保連携型認定こども園や施設型幼稚園に移行した場合は、この保育料となるのか、また保育料の見直しは5年後なのか。

事務局 幼保連携型認定こども園など、新制度へ移行する施設の保育料については、この案での保育料となります。消費税が10%に引き上げられた場合、平成29年度から公定価格は見直しがされる予定ですが、保育料については、当面の間は、この案での保育料を想定しております。

委員 鎌ヶ谷市の保育料は国の水準より低いようですが、今回どのような考えで設定したのか。

事務局 現行においても、国の水準より低く設定しているところですが、今回の保育料につきましても、今までの水準を大きく変えないという前提で考えたものです。

③ 事務局より資料1の13ページの検討事項について説明

④ 質疑応答

委員 保育園が一番短い利用者で8時間、長い利用者で12時間の人もいるがどのような運用になるのか。

事務局 資料1の18ページのと通りの運用となりまして、保育標準時間の方は、1日11時間利用が可能であり18時以降は延長保育の利用となります。

委員 保育園等2号、3号の保育標準時間と保育短時間の差額▲1.7%というのは、試算に基づいているということ、また、国の基準であるということからこれ以上の差を設ける場合、根拠がない限り保護者の方にご理解いただけないと思います。具体的な額を見ましても、あまり差がないことから▲1.7%で進めて良いと考えます。

委員 幼稚園保育料の平均は27,853円とあったが、給食の運営を自校式で実施している園もある。また、障がい児教育についても加算を要する児童もいるなかで、保育料はどのように考えるのか。

事務局 新制度におきましては、給食費は基本保育料ではなく、実費負担という考えになりますので、園によって給食費については実費徴収していただくこととなります。このため、基本保育料に、給食費は含まれておりません。

また、幼稚園独自の教育については、利用者に説明したうえで、必要な料金を上乗せ徴収することができます。

障がい児教育の加算につきましては、新制度へ移行する施設におきましては消費税が10%になった場合、平成29年度から公定価格において加算される予定です。

幼稚園における障がい児教育の加算につきましては、現行どおりの運営の幼稚園は国から補助され、新制度へ移行する幼稚園は市から補助するということとなります。現行におきましては、障がい児教育に係る経費については、国から補助されており、市も上乗せで補助しているところです。新制度へ移行した場合につきましても、公定価格のなかで加算がされますが、それとあわせて市の上乗せ補助について考えてまいります。

委員 障がい児の子どもが増えていますが、園ごとに対応することが難しい場合もあり、公立保育園等で対応しているケースもある。人的な支援については非常に難しいが障がい児への対応について考えていく必要があるのではないか。

部会長 委員からご意見いただきましたので、今後、事務局で検討していただき、より良い方向に進められるようお願いいたします。

委員 国の就園奨励費とは別に、年額17,000円の市単独補助額については、船橋市は30,000円を超えている。1号認定の幼稚園を利用している保護者に対しても補助を手厚くしていただければと考えます。

委員 今後、保育園が増えた場合、幼稚園と保育園で補助が多い方を選択するということも考えられます。

事務局 当面は、現行の運営をする幼稚園と、新制度に移行する幼稚園の均衡を図るという考えで保育料を設定しております。全ての幼稚園が新制度に移行した後、保育園保育料との均衡化について考えてまいります。

委員 多子世帯の利用者負担の減額については、子育て支援少子化対策という基本がありますので、事務局案で良いと考えます。

委員 国の基準からの負担率72.5%は全体の負担率であり、年齢、階層によって負担率0%~100%となっており、所得が高い層に負担が偏っているということについては、貧困の問題もあり、福祉的側面から現行の考え方で良いと考えます。

委員 保育料の算定について、所得税から市民税に変更になった理由は何か。

事務局 新制度では、市が実施主体となり事務を進めることから、保育料については市町村民税により算定し、適正な応能負担を進めていくことになったもの

です。

委員 延長保育料ですが、現行の1時間100円という金額はどのように算出したものか。

事務局 延長保育料については、徴収していない市町村もありますが、近隣において徴収している市と均衡を図り100円と設定したものでございます。私立保育園の1時間あたりの1,307円の実績の内訳としまして、保護者からの延長保育料と国からの補助金で補填し、運営をいただいているところ
です。

今回の案では、実費徴収の観点から現行の月単位の月額1,500円の徴収について撤廃することを考えております。

委員 現行の考え方ですと、15日以上利用した場合は料金が掛からないものになっていますが、子どもの事を考えた場合、できるだけ早く迎えに来ていただくことが好ましいと考えます。このことから、延長保育事業の適正な利用を考えると事務局案で良いと考えます。

委員 延長保育事業を実施するにあたり、利用料100円というのは少ないのではないか。

委員 保護者に負担をかけないためにも、100円という料金を上げることは難しいと考えます。

委員 延長保育料は何年から100円なのか。

事務局 平成18年度頃から100円で設定しております。

委員 延長保育料は、非課税世帯は無料になるのですか。

事務局 非課税世帯につきましては、半額になります。

委員 非課税世帯を考えますと、一律に利用料を上げるということは好ましくないと考えます。

委員 延長保育を利用する必要がある保護者にとっては、現行の1時間100円という料金は利用しやすいものであると考えます。

部会長 それでは、1時間あたりの利用料については変更せず、実費負担の観点から利用した分は負担いただくという事務局案で進めていただきたいと思います。

委員 主食代の徴収については、現行を維持するということを考えると、新たに徴収はできないと考えます。

事務局 本日の審議結果については、10月30日の子ども・子育て会議で報告させていただきます、そのうえで答申というかたちで市長に報告してまいります。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、次に署名する。

平成26年10月27日

氏 名 西 智子 _____

氏 名 山本 幸子 _____